資料8－1

令和８年１１月６日
子ども・若者部
児童相談所

令和７年度世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告について

１　主旨

令和７年度の児童相談所の運営状況（事業概要）を取りまとめたので、報告する。

２　児童相談所の運営状況等

【別紙】令和７年度世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告のとおり

＜主な報告事項の抜粋＞

●相談の受理状況等　【別紙】１２ページより

令和７年度の児童相談所における相談数は２，７１６件であり、相談経路としては、警察等からの相談が最も多く（１，０６９件)、次いで家族・親戚（５８５件)、近隣・知人（３８３件）と続いている。

●児童虐待相談の対応状況等　【別紙】１７ページより

令和７年度の児童相談所における虐待相談対応件数は、１，８６３件となっている。

●区の一時保護の状況　【別紙】３０ページより

令和７年度における区の一時保護は、１７８人となっており、令和６年度に比べ、著しく増加している。

●社会的養護のもとで育つ児童数　【別紙】３２ページより

令和８年３月３１日現在、施設や里親等へ入所措置・養育委託されている区の児童は１３２人となっている。

●里親支援事業（フォスタリング業務）の体制　【別紙】３３ページより

令和７年４月１日に（社会福祉法人）東京育成園　里親支援センターともがきを認可し、事業を開始した。

●養育家庭の登録数及び委託児童数　【別紙】３６ページより

令和８年３月３１日現在の区内の養育家庭の登録数は６６家庭であり、区の委託児童数は１７人となっている。

●里親等委託率の現状　【別紙】３８ページより

令和８年３月３１日現在、区における里親等委託率は２４．３％となっている。

●一時保護児童に係る学習環境の充実　【別紙】５２ページより

一時保護児童の学ぶ権利の保障のため、児童が通学可能となる環境をより一層整えることを目的として、令和７年度より通学移送業務委託を開始し、支援している。また、一時保護所において、令和７年度に児童の学習意欲の向上および個別学習の充実に資する学習支援ソフトを搭載したタブレット端末を導入し、学習支援を実施している。